

学長の任期、再任の可否等について

<学長の任期>

4年

<再任の可否>

可（任期：2年）

<再任を可とする場合の上限設定の有無>

有（1回限り）

<理由>

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項において、学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において定めることとなっており、本学においては鳥取大学の管理運営に関する規則（平成16年鳥取大学規則第57号）第4条第3項に上記のとおり定めている。

4年の任期については、中期目標・中期計画期間等を踏まえ、学長がミッション実現のためにリーダーシップを安定的に発揮することができる期間としている。

また、任期の長期化による独裁的な状況の発生を抑止するため、再任は1回限り可能とし、その任期は理事及び部局長の任期も考慮し2年としている。再任に当たっては、当初の任期（4年）の最終年度の前年度（任期3年度目）に実施する学長の職務の評価の結果も考慮の上、学長選考・監察会議が再任審査を行うこととしている。

【参考】

国立大学法人法（平成15年法律第112号）抜粋

（役員任期）

第15条 学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2～4（略）

5 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

鳥取大学の管理運営に関する規則（平成16年鳥取大学規則第57号）抜粋

（学長）

第4条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

2（略）

3 学長の任期は、4年とし、再任されることができる。ただし、再任は1回限りとし、その任期は2年とする。

4 学長が任期の途中で退任した場合等の後任者の任期は、当該任期の始期から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。この場合において、当該後任者の任期の満了は、前項に規定する4年の任期の満了とみなす。

5・6（略）